

令和5年6月 木島平村農業委員会議事録

- 1 招集日 令和5年6月20日
- 2 招集者 木島平村農業委員会 会長 梅寄 行弘
- 3 開催日時 令和5年6月26日（月）
・開始時刻 午後4時00分
- 4 開催場所 木島平村役場 議場
- 5 議長 梅寄 行弘
- 6 出席委員 7名
2番 山口 真廣 3番 土屋 晴茂
4番 仲山 ひろみ 6番 石川 和也
7番 岡田 ひろみ 8番 小池 雅章
10番 梅寄 行弘（農業委員会長）
- 7 欠席委員 1番 竹内 芳次郎 5番 浦山 秀紀 9番 小松 裕一
- 8 事務局 事務局長：湯本寿男 事務局：岡田孝夫、湯本奈緒美
- 9 会議に付した議案
(1) 報告事項
・農地法第3条第1項の規定による届出について（相続等による届出）… 3件
・使用貸借返還通知について… 1件
- (2) 議案
・議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について… 2件
・議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について… 1件
・議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（一括方式）… 8件

議長 それでは時間になりましたので、これより令和5年6月農業委員会総会を開催いたします。

議長 日程第1、ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達していますので本会議は成立いたします。よってこれより、令和5年6月木島平村農業委員会総会を開会いたします。

議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、6番石川委員、7番岡田委員を指名します。

議長 日程第3、農地法第3条第1項の規定による届出について、日程第4、使用貸借返届通知については報告事項ですので、各自確認をお願いいたします。

報告事項につきまして、ご質問がありましたらお願ひします。

(質問なし)

議長 無いようですので日程第5、議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。事務局の説明を求めます。

【資料を朗読説明】

補足説明します。今年の4月の農地法の改正で農地取得に係る下限面積要件が撤廃されたことにより、許可の判断基準として今回追加資料とした営農計画書を提出していただいております。それを鵜呑みにするのかどうかというところはありますが、書類が提出された際に事務局でヒアリングを行っています。農地法の下限面積要件撤廃につきましては、今後の課題事項、懸念事項は全国的にもあるようですが、正式な書類が提出された際には、受理して判断するしかないというところです。許可後については、地元の農業委員さん、推進委員さんを中心に見回りをしていただいて、違反転用等あればそこで対処していくという対応になるかと思います。よろしくお願ひします。

議長 ただ今の説明について、ご質問がありましたらお願ひします。

石川委員 営農計画書には1筆分しか記載がないが、他の分についても提出されているのか。

事務局	対象農地分について提出いただいている。
石川委員	この申請地の場所だけ見ると本当に耕作するのかという疑問がある。一旦は畑をやるかもしれないが、ゆくゆくは今の会社の事業面積を拡げていくことが予想される。
事務局	申請時のヒアリングする中で、今回の対象農地が農振農用地区域内であることと、あくまでも農地として取得をするので、この場所で会社の敷地規模を拡げることはできないということは申請者と確認しています。
石川委員	本当に本人が耕作をするのか。
事務局	主には申請者の妻が耕作したいという話でした。実際、今回申請の番号2の農地については、現在賃貸にて耕作されているようです。
石川委員	いずれ徐々にごまかしながら会社の敷地を拡げるようなことがあった場合、差止め等の処分はできるのか。
事務局	耕作をするという要件のもとで申請されているので、会社の敷地を拡げたり適正に耕作されなかつたりした場合は、許可取消し等の処分対象となります。
石川委員	道の駅の裏に位置していることもあり、これ以上会社の敷地規模を拡げられると景観も悪くなる。本当にきちんと耕作してくれることを願うしかない。
事務局長	今回の許可申請はあくまでも農地法第3条に係るもので、転用目的ではないため、今後の使い方については農業委員会として是正、改善命令を出すことはできます。もしその後、4条、5条の申請が出てきたときはどう判断するかということが重要になります。
石川委員	今の会社の敷地となっている土地については許可申請あったのか。
事務局長	会社のある場所は以前雑種地であった場所のため、農業委員会への許可申請の対象ではありませんでした。
石川委員	場所からすると適正に耕作するかどうか疑問は残る。今後の経過を村

	でも見ていってほしい。
議長	経過をみていくのは農業委員会がやること。まずは農地の状況さえ守られていれば良いか。みなさんも通るときには気にかけてもらいたい。
勝山推進委員	状況からすると、1、2年の間は農地として耕作するだろうと思うが、逐次会社の敷地を拡げていくのかなという風にしか思えない。環境の問題や景観の問題もあるため、しっかり対応していかないといけない。後になって遅かったとならないように、行政として目を配ってもらいたい。
関推進委員	例えば今回の申請の許可が出た場合、その後は農業委員会で面倒をみることになって、もし指摘するような事項が発生したときにはどういう指導ができるのか。元に戻せるのか。
事務局	許可取消しにはできます。あわせて現状回復してもらうことになります。所有権は戻りません。
山口委員	現場の現状の写真を撮っておいて確認していくことも大事ではないか。
小池委員	個人的には今回の対象農地は条件的には良くないところで、農地として残していくのが良いのかどうかという思いもある。そのままにしておけばいずれ農地として使われなくなるという考え方必要ではないか。農地を農地として守っていくことは農業委員会としては大事なことだが、結局耕作しなければ荒れていくという部分もある。場所によっては農地として残しておくことが良いのかどうかと思うところもある。将来的に荒れる可能性の方が高い農地を、農地として残していくことが妥当なのかということも農業委員会として考えていかないといけない。今回の農地が買われて会社の敷地拡大されることが良いのかどうかわからないが、(見た目としては良くないと思うが)耕作されずに草がのびて荒れていくのもいかがなものか。
議長	そのほかに無いようですので、質疑を打ち切り直ちに採決するにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議が無いようですので、議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり決するに異議の無い方の挙手を求めます。

	(全員挙手)
議長	全員の挙手がありましたので、議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定いたしました。
議長	それでは日程第6、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	【資料を朗読説明】
議長	ただ今の説明について、ご質問がありましたらお願ひします。
	(質問なし)
議長	無いようですので、質疑を打ち切り直ちに採決するにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議が無いようですので、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、許可相当と決するに異議の無い方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員の挙手がありましたので、議案第7号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり決定いたしました。
議長	続いて、日程第7、議案第8号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（一括方式）について議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	【資料を朗読説明】
議長	ただ今の説明について、ご質問がありましたらお願ひします。
	(質問なし)
議長	無いようですので、質疑を打ち切り直ちに採決するにご異議ございませんか。

せんか。

(異議なしの声)

議長 異議が無いようですので、議案第8号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、異議の無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員の挙手がありましたので、議案第8号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認については、原案どおり決定いたしました。

議長 本日予定された議案審議等はすべて終了しました。以上をもちまして、本日の総会を閉会します。

上記のとおり会議のてん末を記載し、会議規則13条の2の規定により署名する。

令和5年6月26日

議長 木島平村農業委員会 会長 梅寄 行弘

議事録署名委員 6番委員 石川 和也

7番委員 (田) ひろみ